

仕様書

- 1 件 名 カーテン賃貸借契約
- 2 履行期間 平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日まで (60 ヶ月)
- 3 場 所 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 新潟県済生会済生会新潟第二病院
- 4 取付場所・数量及び面積
別紙「カーテン内訳書」のとおり
- 5 防災カーテンの生地仕様について
 - (1) 消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。
また、防災ラベルは、(イ) ラベル (別紙参照) のものを使用すること。
 - (2) 耐光堅牢度は 4 級以上 (JISL-0842) ・洗濯堅牢度は 4 級以上 (JISL-0844) を使用すること。
 - (3) 色彩及び厚み等については、賃貸人の見本提示に基づいて、賃借人の指定したものを使用すること。
 - (4) J I S ランドリー法によって 30 回以上の洗濯に耐えること。
 - (5) 熱湯 (80℃) 消毒を行って収縮率が巾・丈共に 1.0% 以下であること
 - (6) 上記の仕様を基に、施設側で選定指定した生地と同等以上 (㎡単価が同一金額以上) のものを使用すること。
- 6 防災カーテンの縫製について
 - (1) 窓で使用する防災ドレープ・レースカーテンは、二つ山以上の仕立てを行うこととする。
 - (2) 縫製防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防災カーテン 1 枚ごとに縫い付けサイズを記入すること。
- 7 定期メンテナンス
 - (1) 回 数
カーテン
全館 12 ヶ月に 1 回(賃借期間中 4 回)
 - (2) カーテンクリーニングについては医療施設の特殊性を考慮し下記の方法(工業洗い)にて行うこと。
 - ① 予 洗 (1 回~2 回 常温にて最低 5 分以上)
 - ② 本 洗 (1 回~2 回 30℃~60℃の温水で洗剤と共に 10 分以上)
 - ③ 濯 ぎ (2~3 回 1 回につき最低 3 回以上)
 - ④ 脱 水 (遠心分離機にて絞り脱水)
 - ⑤ プレス仕上げ 100℃前後の高温での仕上げ。

- (3) 交換作業の実施にあたっては、事前に作業工程表を提出し病院の承認を得ること。
- (4) カーテンの取外し・取付はすべて賃貸業者が行うこと。
- (5) カーテンの交換作業に当たっては患者の療養を妨げ無いよう十分に留意し、病院職員の指示により速やかに行うこと。また、取り外し時は、カーテンを床へ落下させないようにランドリーバック等へ収納し、現場でホコリの発生を防ぐ作業形態とすること。
- (6) クリーニングにかかる期間は交換作業を含めて1回のメンテナンス作業につき7日以内に終了すること。
- (7) 洗濯期間中は代替カーテンを賃貸業者で用意し常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- (8) クリーニング作業は平日 9:00～18:00 に行い土日・祝祭日は作業不可とする。

8 臨時メンテナンスについて

- (1) 特に汚れが目立つ場合は、病院の要望に従い随時洗濯を行うこと。
- (2) 上記の交換作業は原則として賃貸業者が行うこと。
- (3) 病院の依頼当日又は翌日には代替カーテンを用意し対応すること。

9 納入について

- (1) 賃貸人は防炎カーテンの仕立前に現場において実測すること。
- (2) 社名表示を行うときは、できるだけ目立たない箇所に取り付けること。
- (3) カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に、汚染、破損等を与えることのないよう十分注意し、作業終了後は賃貸業者の責任で包装材、残材等をただちに処分すること。また、作業中の物損及び対人障害を想定しそれを保証する保険に加入していること。

10 その他

- (1) 見積参加業者は、社会的認知度のある国際標準規格（ISO）若しくは医療関連サービスマークの認定業者であること。仕様に該当しない業者は、見積参加資格のないものとする。
- (2) 賃貸人は、新潟県にて 300 床以上の病院の納入実績を有すること。
- (3) 入替に伴う既存カーテンの処分費については、賃貸業者が負担すること。
- (4) 仕様書の解釈について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。